

令和2年度

会津若松市年間監査計画

会津若松市監査委員

1 監査の実施方針

(1) 監査をめぐる状況

人口減少社会においても、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供しうる地方行政体制の確立を図るため地方自治法が改正され、その中で監査制度の充実強化策の1つとして、地方公共団体自らが監査の適切かつ有効な実施を図るための基準（以下「監査基準」という。）を定め、それに従って、監査を行うことが義務付けられました。

昨年、国から、地方公共団体が当該基準を策定する際の指針として、監査基準（案）及び実施要領が示されたところであり、これを受けて、全国都市監査委員会では「都市監査基準」を改訂したところです。こうしたことから、令和2年4月に地方自治法に基づいて会津若松市監査基準を全部改正したところであり、全国的な監査水準に基づき、適切かつ有効な監査の実施に努めていきます。

《全国都市監査委員会》

全国のほぼ全市（791市、23一部事務組合等）の監査委員で組織する団体。監査委員が連絡協議し、監査制度の円滑な運営と発展に向けて、調査研究等を行うとともに、関係行政庁への陳情や意見具申を行う団体。

(2) 監査の基本的な考え方と方向性

① 監査の基本的な考え方

人口減少社会における時代的要請に対応した、本市の行政運営の確立に寄与する監査を目指すこととし、そうした中において、令和2年度の監査における基本的な考え方は、次のとおりとします。

市民の負託のもと、行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかを確認し、もって、市政への信頼確保と住民の福祉の増進に資する。

② 監査の方向性

監査の方向性については、監査の基本的な考え方の具現化をめざし、次のとおりとします。

- 1) 市民の負託のもと、市民の視点にたった監査
- 2) 事務処理における合規性・正確性の視点からの監査
- 3) 事務事業における合理性・効率性の視点からの監査
- 4) 違法、不当の指摘のみならず、業務改善・課題提案型の監査
- 5) 会津若松市監査基準や全国都市監査委員会「監査等の着眼点」に準拠した監査

(3) 監査の重点方針

監査をめぐる状況並びに監査の基本的な考え方及び方向性、更には会津若松市監査基準を踏まえ、令和2年度の監査の重点方針を次のとおりとします。

- ① 定期監査において、次のような充実を図ります。
 - 1) 市民や議会の関心が高い事務事業に焦点を当てて監査を実施します。
 - 2) 各部局の行政評価の対象とされた事務事業を対象とし、監査の深掘りと1年間で全部局を網羅した監査を実施します。
 - 3) 事務事業の成果にも着目し、経済性・有効性・効率性の観点からも監査を実施します。
- ② 行政監査として、本市が地方自治法第2条第15項に基づき、常にその組織及び運営の合理化に努めているかを検証するため、人件費の状況について監査を行います。
- ③ 財政援助団体等監査として、あいづ食の陣実行委員会及びあいづの厳選米生産推進協議会における負担金を対象に監査を実施します。
- ④ 随時監査として、技術士を活用した工事監査を実施します。また、社会的動向を踏まえ、必要な監査の実施も検討します。
- ⑤ 例月現金出納検査及び決算審査等について、計数の真正性の確認はもとより、必要に応じて財政状況等の分析を行います。

2 各種監査の年間実施計画

(1) 定期監査

毎年度少なくとも1回以上期日を定めて、市の財務事務や市の経営に係る事業が、合理的・効率的に行われているかなどを監査するもの。また、必要に応じ、工事について、設計・施工等が適正に行われているかについても監査するもの。

- ① 実施方針：
 - 1) 個々の事業について、合規性はもとより、事業の成果も勘案し、合理性・効率性についても監査します。
 - 2) 1年間に全部の部局を対象にして、3期に分けて実施します。
 - 3) 定期監査の一環として、工事監査も実施します。
 - 4) 国が示した実施要領や全国都市監査委員会の「監査等の着眼点」を参考に、事務事業のリスクを勘案した監査に努めます。
- ② 対象事業等：
 - 1) 令和元年度行政評価の対象とされた事務事業及び議会で議論となった予算計上事業等を対象として抽出します。
 - 2) 工事監査については、対象年度に実施した工事から抽出して監査します。
 - 3) 監査委員が、必要があると認めるものについても対象とします。
 - 4) 過年度について監査する必要がある場合は、当該監査を要する期間についても遡及して対象とします。

- 5) 契約締結にかかる所属長の専決権限を超える契約事務については、契約検査課保管の書類について対象とします。
- 6) 機構改革により令和元年度と令和2年度の事業所管課が異なる場合は、令和2年度における事業所管課に対して監査を実施します。

【前期】

- ① 対象部等：市民部（市民センターのみ）、会計課、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査事務局
- ② 実施予定時期：令和2年4月～8月
- ③ 報告等の時期：令和2年8月上旬
- ④ 議会への報告の時期：9月議会予定

【中期】

- ① 対象部等：企画政策部、市民部（市民センターを除く）、観光商工部、農政部、上下水道局
- ② 実施予定時期：令和2年6月～11月
- ③ 報告等の時期：令和2年11月下旬
- ④ 議会への報告の時期：2月議会予定

【後期】

- ① 対象部等：財務部、総務部、健康福祉部、建設部、固定資産評価審査委員会、公平委員会
- ② 実施予定時期：令和2年9月～令和3年3月
- ③ 報告等の時期：令和3年3月下旬
- ④ 議会への報告の時期：次年度6月議会予定

監査の必要があると認めるときに、市の事務が法令に基づき適正に行われているか、合理的・効率的に行われているかを監査。全庁横断的な同一のテーマで監査することも可能。

(2) 行政監査

【人件費の状況について】

- ① 実施方針：地方自治法第2条第15項の「地方公共団体は、常にその組織の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」に基づき本市の人件費について類似都市との比較を含めて監査を行います。
- ② 対象：職員給与費、手当及び職員数
- ③ 実施予定時期：令和2年4月～令和3年3月
- ④ 報告等の時期：令和3年3月下旬
- ⑤ 議会への報告の時期：次年度6月議会予定

市が補助金・負担金・損失補償などの財政援助を与えている団体、1/4以上の出資をしている団体又は公の施設の指定管理者に対し、必要があると認めるときに、事務が適正・効率的に行われているかを監査。

(3) 財政援助団体等監査

- ① 実施方針：市が負担金を交付している、あいづ食の陣実行委員会及びあいづの厳選米生産推進協議会についての監査を実施します。
- ② 対象：あいづ食の陣実行委員会、あいづの厳選米生産推進協議会
- ③ 実施予定時期：令和2年7月～令和3年1月
- ④ 報告等の時期：令和3年1月下旬
- ⑤ 議会への報告の時期：2月議会予定

必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する監査。

(4) 随時監査

【技術士を活用した工事監査】

- ① 実施方針：定期監査の一環として行う工事監査とは別に、随時監査として技術士に技術調査を委託し、その結果を踏まえて、工事監査を実施します。
- ② 対象：設計額が概ね30,000千円以上の工事で、技術的難易度が高く、監査実施時期において工事進捗率が概ね50%前後のもの。
- ③ 実施予定時期：令和2年9月～令和3年3月
- ④ 報告等の時期：令和3年3月上旬
- ⑤ 議会への報告の時期：次年度6月議会予定

毎月例日を定めて実施する現金の出納の検査。現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金)及び預金の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検査。

(5) 例月現金出納検査

- ① 実施方針：1) 毎月の計数を確認するとともに、決算審査につながる検査と位置づけて実施します。
2) 現金預金残高の確認はもとより、資金運用の状況や経営状況にも配慮して検査します。
- ② 対象：会計管理者(会計課)が保管する現金及び預金
上下水道事業管理者(上下水道局経営企画課)が保管する企業会計に係る現金及び預金
- ③ 実施予定時期：毎月1回(原則27日)

- ④ 報告等の時期：検査終了後
- ⑤ 議会への報告の時期：報告時点の直近の議会

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行・運営が適正・効率的に行われているかの審査。

(6) 決算審査

【一般会計及び特別会計】

- ① 実施方針：決算計数について真正性も含め確認・検証するとともに、財政状況・資金運用・財産管理について意見を付します。
- ② 対象：令和元年度の一般会計及び特別会計（令和2年3月末日に打切決算となった湊町簡易水道事業特別会計、西田面簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び個別生活排水事業特別会計を含む）
※機構改革により令和元年度と令和2年度の事業所管課が異なる場合は、令和2年度における事業所管課に対して監査を実施します。
- ③ 実施予定時期：市長から審査に付された日～令和2年8月上旬
- ④ 報告等の時期：令和2年8月上旬

【公営企業会計】

- ① 実施方針：決算計数について資金運用・財産管理を中心に真正性も含め確認・検証するとともに、企業の経営状態の分析を行い意見を付します。
- ② 対象：令和元年度の水道事業会計
- ③ 実施予定時期：市長から審査に付された日～令和2年8月上旬
- ④ 報告等の時期：令和2年8月上旬

(7) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる計数について、適正に算定されているかを審査。

【健全化判断比率審査】

- ① 実施方針：決算書その他関係書類に基づき計数について真正性も含め確認・検証するとともに、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が適正であるかを審査し、意見を付します。
- ② 対象：一般会計、公営企業会計等
- ③ 実施予定時期：市長から審査に付された日～令和2年8月上旬

- ④ 報告等の時期：令和2年8月上旬

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる計数について、適正に算定されているかを審査。

【資金不足比率審査】

- ① 実施方針： 決算書その他関係書類に基づいて計数について真正性も含め確認
・ 検証するとともに、資金不足比率が適正であることを審査し、意見を付します。
- ② 対象： 公営企業会計
(水道事業会計、湊町簡易水道事業特別会計、西田面簡易水道事業特別会計、観光施設事業特別会計、下水道事業特別会計、地方卸売市場事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、個別生活排水事業特別会計及び三本松地区宅地整備事業特別会計)
- ③ 実施予定時期： 市長から審査に付された日～令和2年8月上旬
- ④ 報告等の時期： 令和2年8月上旬

基金の運用状況を示す計数の正確性を検証するとともに、資金運用が適正・効率的に行われているかを審査。

(8) 基金運用状況審査

- ① 実施方針： 運用型基金が目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかについて審査します。
- ② 対象： 板橋好雄奨学資金貸与基金
- ③ 実施予定時期： 市長から審査に付された日～令和2年8月上旬
- ④ 報告等の時期： 令和2年8月上旬

(9) 各種監査の実施計画の策定

年間監査計画を踏まえ、上記の各種監査ごとに、監査等の対象、着眼点、主な実施手続き、実施日程等について、実施計画を定め、監査にあたります。

3 監査の説明責任について

監査は市民の負託によるものであることを踏まえ、市民へのわかりやすさに留意しながら、次のとおり公表を行い、説明責任に努めます。

- (1) 監査を行うにあたっての基本原則について、一般基準、実施基準及び報告基準を会津若松市監査基準として定めこれを公表します。
- (2) 監査にあたっての年間監査計画について、これを公表します。
- (3) 監査が終了したときは、監査報告等として、監査の種類、対象、着眼点、主な実施内容及び監査等の結果をまとめ、これを公表します。また、今般の監査基準の改正で報告等の記載事項について基準化したところから、それを踏まえて公表します。
- (4) 地方自治法の改正により、監査報告に関し監査委員の意見が一致しないときの措置が規定されたことから、該当する監査があった場合は、それぞれの監査委員の意見を公表します。

4 監査の推進に向けて

(1) 指摘事項等の措置の促進

監査の一連の手続きは、監査結果の市長等への報告及び市民への公表で終了しますが、指摘事項、指導事項や改善事項等を含む所見については、市長等において当該事項の措置が講じられることよって完結するものです。このため、措置状況について、定期的な報告を求め、進捗管理をとおして、措置が講じられるよう努めます。

また、地方自治法の改正により、監査報告に関して市長等の執行機関において特に措置を講じる必要があると認める事項について、勧告制度が創設されたことから、必要に応じて適用していきます。

(2) 人材育成の強化

全国的な水準で、合規性・正確性のみならず合理性・効率性の観点にたつて監査を実施し、時に応じて、業務改善・課題提案型監査の役割を担っていくためには、監査能力や監査技術のスキルアップが不可欠であり、そのため、次のような取り組みを行います。

- ① 計画的・定例的な監査事務局内研修
- ② 専門機関への派遣研修
- ③ 都市監査関係団体（全国都市監査委員会、東北都市監査委員会、福島県都市監査委員会）との連携による調査研究・情報交換・連絡調整

(3) 専門家活用の検討

社会情勢の変化により行政の事務事業も高度複雑化しています。これに対応した適切な監査を行うためには、専門家の知見の活用が有効と考えられます。このため、工事監査にあたっては、技術士による工事技術調査を踏まえ実施していますが、今後、こうした監査の対象分野の拡大に向け、調査・検討していきます。